

平成17年3月24日

規則第6号

制定権者 長崎大学長 齋藤 寛

## 長崎大学個人情報保護規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本学における個人情報の取扱い（第3条 - 第10条）
- 第3章 個人情報ファイル（第11条）
- 第4章 開示（第12条 - 第17条）
- 第5章 訂正（第18条 - 第21条）
- 第6章 利用停止（第22条 - 第25条）
- 第7章 異議申立て（第26条・第27条）
- 第8章 雑則（第28条 - 第31条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の保護に関する基本的事項を定めることにより、本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本学の保有する個人情報の取扱いについては、法その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

##### （定義）

第2条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規則において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書（以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

3 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することがで

きるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

4 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この規則において「部局等」とは、事務局、各学部、各研究科、熱帯医学研究所、医学部・歯学部附属病院、附属図書館、保健管理センター、各学内共同教育研究施設及び知的財産本部をいう。

## 第2章 本学における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第3条 本学は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 本学は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4条 本学は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表に掲げる法人をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第5条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第6条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 本学は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のた

めに必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本学から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第8条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 個人情報の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

(2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(利用及び提供の制限)

第9条 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 本学が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。))第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 本学は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 本学は、本学が保有している個人情報ファイルについて、法第11条の規定により、国立大学法人長崎大学個人情報ファイル簿(別記様式第1号)を作成し、公表する。

### 第4章 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この規則の定めるところにより、本学に対し、本学の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の受付)

第13条 保有個人情報に係る開示請求は、総務部総務課において受け付けるものとする。

2 保有個人情報の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)は、保有個人情報開示請求書(別記様式第2号。以下「開示請求書」という。)を提出するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類(別記様式第2号に定めるもの)を提示し、又は提出しなければならない。

3 本学は、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に対し、参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

4 学長は、開示請求書を受理したときは、開示請求者及び開示請求のあった個人情報を保有する部局等の長に対し、開示請求書の写しを送付するものとする。

(開示請求手数料)

第14条 開示請求者は、開示請求書を提出する際に次の各号のいずれかの方法により開示請求手数料を納めなければならない。

(1) 現金

(2) 本学が指定する銀行口座への振込(振込手数料は、開示請求者の負担とする。)

(3) 郵便為替

2 開示請求手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

3 保有個人情報の開示を受ける者が法人文書の写しの郵送を希望するときは、開示請求手数料のほか、郵送料を郵便切手又は第1項に規定する方法により納めなければならない。

(開示等の検討)

第15条 学長は、開示請求に係る保有個人情報の開示又は不開示(以下「開示等」という。)を検討

するに当たり、当該個人情報を有する部局長の長に意見を求めるとともに、必要に応じて、長崎大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

（開示等の決定）

第16条 開示等の決定は、法第13条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。

2 本学は、法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報開示等決定期限延長通知書（別記様式第3号）により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 本学は、法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示等の決定をする期間を延長するときは、保有個人情報開示等決定期限特例延長通知書（別記様式第4号）により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 本学は、法第21条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するとき又は法第22条第1項の規定により事案を行政機関の長に移送するときは、保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書（別記様式第5号）により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 本学は、法第23条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（別記様式第6号及び別記様式第7号）により当該第三者に通知しなければならない。

6 本学は、法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第三者に係る個人情報開示決定通知書（別記様式第8号）により当該第三者に通知しなければならない。

7 本学は、開示等の決定をしたときは、保有個人情報開示決定通知書（別記様式第9号）、保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第10号）又は保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第11号）により当該開示請求者に通知しなければならない。

（開示の実施）

第17条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、法第24条第3項の規定により開示の実施方法の申出書（別記様式第12号又は別記様式第13号）を提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示の方法については、長崎大学における法人文書の開示方法及び開示手数料に関する規程（平成16年規程第28号）第2条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「法第15条第1項ただし書」とあるのは「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

## 第5章 訂正

（訂正請求権）

第18条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第22条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保

有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（訂正請求の受付）

第19条 保有個人情報に係る訂正請求は、総務部総務課において受け付けるものとする。

2 保有個人情報の訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第14号。以下「訂正請求書」という。）を提出するとともに、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本学は、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に対し、参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

4 学長は、訂正請求書を受理したときは、訂正請求者及び訂正請求のあった個人情報を保有する部局等の長に対し、訂正請求書の写しを送付するものとする。

（訂正等の検討）

第20条 学長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正又は不訂正（以下「訂正等」という。）を検討するに当たり、当該個人情報を有する部局等の長に意見を求めるとともに、必要に応じて、委員会に意見を求めることができる。

（訂正等の決定）

第21条 訂正等の決定は、法第28条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があつた日から30日以内に行わなければならない。

2 本学は、法第31条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報訂正等決定期限延長通知書（別記様式第15号）により当該訂正請求者に通知しなければならない。

3 本学は、法第32条の規定により訂正等の決定をする期間を延長するときは、保有個人情報訂正等決定期限特例延長通知書（別記様式第16号）により当該訂正請求者に通知しなければならない。

4 本学は、法第33条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するとき又は法第34条第1項の規定により事案を行政機関の長に移送するときは、保有個人情報の訂正請求に係る事案の移

送通知書（別記様式第17号）により当該訂正請求者に通知しなければならない。

5 本学は、訂正等の決定をしたときは、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第18号）又は保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第19号）により当該訂正請求者に通知しなければならない。

6 本学は、訂正決定（法第34条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、保有個人情報訂正通知書（別記様式第20号）により通知するものとする。

## 第6章 利用停止

### （利用停止請求権）

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

### （利用停止請求の受付）

第23条 保有個人情報に係る利用停止請求は、総務部総務課において受け付けるものとする。

2 保有個人情報の利用停止を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第21号。以下「利用停止請求書」という。）を提出するとともに、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本学は、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に対し、参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

4 学長は、利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者及び利用停止請求のあった個人情報を保有する部局等の長に対し、利用停止請求書の写しを送付するものとする。

### （利用停止等の検討）

第24条 学長は、利用停止に係る保有個人情報の利用停止又は不利用停止（以下「利用停止等」という。）を検討するに当たり、当該個人情報を有する部局等の長に意見を求めるとともに、必要に応じ

て、委員会に意見を求めることができる。

(利用停止等の決定)

第25条 利用停止等の決定は、法第37条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。

2 本学は、法第40条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報利用停止等決定期限延長通知書(別記様式第22号)により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

3 本学は、法第41条の規定により利用停止等の決定をする期間を延長するときは、保有個人情報利用停止等決定期限特例延長通知書(別記様式第23号)により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

4 本学は、利用停止等の決定をしたときは、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第24号)又は保有個人情報不利用停止決定通知書(別記様式第25号)により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

## 第7章 異議申立て

(異議申立て)

第26条 開示等の決定、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、本学に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(異議申立ての検討)

第27条 学長は、開示等の決定、訂正等の決定又は利用停止等の決定について異議申立てがあったときは、委員会に意見を求めるものとする。

2 本学は、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書(別記様式第26号)により異議申立てをした者(以下「異議申立者」という。)に通知しなければならない。

3 本学は、異議申立てに対する決定をしたときは、異議申立てに対する決定通知書(別記様式第27号)により異議申立者に通知しなければならない。

## 第8章 雑則

(保有個人情報の保有に関する特例)

第28条 保有個人情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章から第6章までの規定の適用については、本学に保有されていないものとみなす。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)



第29条 本学は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、本学が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第30条 本学は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（補則）

第31条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。